

政治倫理の確立のための香川県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 香川県条例第9号

政治倫理の確立のための香川県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

政治倫理の確立のための香川県知事の資産等の公開に関する条例（平成7年香川県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(資産等報告書等の作成)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 有価証券（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項及び第2項に規定する有価証券に限る。）種類及び種類ごとの額面金額の総額（株券にあっては、株式の銘柄及び株数）</u></p> <p><u>(6)～(9) 略</u></p> <p>2 略</p>	<p>(資産等報告書等の作成)</p> <p>第2条 知事は、その任期開始の日（再選挙により知事となった者にあつてはその選挙の期日とし、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第259条の2の規定の適用がある者にあつては当該者の退職の申立てがあつたことにより告示された選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた知事にあつてはその当選の効力発生の日とする。次項において同じ。）において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して100日を経過する日までに、作成しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 金銭信託 金銭信託の元本の額</u></p> <p><u>(6) 有価証券（証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項及び第2項に規定する有価証券に限る。）種類及び種類ごとの額面金額の総額（株券にあっては、株式の銘柄及び株数）</u></p> <p><u>(7)～(10) 略</u></p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。